

広島県監査委員訓令第一号

本 庁

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県代表監査委員職務代理者 高 橋 義 則

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「調整監、監査専任主査、監査主任主査及び監査主査」を「参事、主幹及び主査」に改める。

第十三条第一項第二号中「主務調整監、主務監査専任主査、主務監査主任主査又は主務監査主査」を「主務参事、主務主幹又は主務主査」に、「主務調整監等」を「主務参事等」に改め、同条第二項中「主務調整監等」を「主務参事等」に改める。

別表第一中「調整監」を「参事」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。